

第27回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日時

平成18年9月12日(火) 15時30分～16時30分

2 場所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、田中委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 中村人事計画・補任課長、辻防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議事

(1) 開会の辞

- 栗林会長 只今より「第27回自衛隊員倫理審査会」を開催します。

本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましては、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

まず最初にお知らせがあります。これまで、倫理審査会の庶務は、人事教育局人事第1課が行っていましたが、7月31日から人事教育局人事計画・補任課に変更されました。詳しくは、後ほど説明があります。

(2) 第26回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 栗林会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

1番目は、前回行われました「第26回倫理審査会議事録」についてご説明し、ご承認をいただくことでございます。人事計画・補任課から説明をお願いいたします。

- 人事計画・補任課長 ご紹介の第26回自衛隊員倫理審査会の議事録の内容でございますが、最初に①「開会の辞」、②「第25回倫理審査会の議事録」、③「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について」、④「贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査について」、⑤「自衛隊員倫理教本について」、最後は、⑥「議題等の議決」でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。それではここで、「第26回倫理審査会議事録」について審議いたします。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

- 栗林会長 それでは、議事録につきましては、他に特段のご意見もないようなので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと考えています。

(3) 自衛隊員倫理規程の一部改正について及び自衛隊員倫理審査会令の一部改正について

- 栗林会長 2番目は、「自衛隊員倫理規程の一部改正について」及び「自衛隊員倫理審査会令の一部改正について」であります。改正の内容について、人事計画・補任課から説明をお願いいたします。

- 服務企画室長 それでは、お手元の資料に基づきまして、説明させていただきます。

まず、「自衛隊員倫理規程の一部改正について」でございますが、この件は、第26回の倫理審査会でもご説明申し上げたもので重複するとは思いますが、再度簡単にご説明させていただきます。本件は、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、自衛隊員倫理規程について所要の改正を行ったものでございます。中身につきましては、防衛庁は従来、防衛参事官等俸給表、この俸給表は、防衛事務次官、防衛参事官、書記官及び部員に適用されていた俸給表でございますが、これを廃止することになりました。具体的には、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律第4条第1項の「防衛事務次官、防衛庁の防衛参事官並びに防衛庁本庁の書記官及び部員には、別表第1に定める額の俸給を支給する。」この規定が無くなりました。従いまして、第1項から4項についてそれぞれ項ずれが生じた関係で、この条文を引用しております自衛隊員倫理規程についても、所要の改正を実施したものでございます。本件は、本年7月26日に公布され、本年7月31日に施行されております。

自衛隊員倫理法第5条第5項の規定により、内閣は、自衛隊員倫理規程等の制定又は改廃があったときは、国会に報告することとされており、同規定に基づき、本件は来週9月19日に国会に報告いたします。自衛隊員倫理規程の一部改正につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

続きまして、防衛庁組織令の一部改正に伴う「自衛隊員審査会令の一部改正について」ご説明いたします。

本改正は、人事教育局の組織改編により、「人事第1課」が廃止され、「人事計画・補任課」が新設されました。これにより、防衛庁組織令の一部が改正されまして、倫理審査会の庶務について規定しております自衛隊員倫理審査会令について、所要の改正を行ったものでございます。本件につきましても、本年7月26日に公布され、本年7月31日に施行されております。

次に改正の概要でございますが、まず、改正前の防衛庁組織令は、第26条第1項に「人事第1課は、次に掲げる事務をつかさどる。」とし、同項第8号に「自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。」と規定されておりましたが、これが人事計画・補任課の所掌事務となりましたので、第26条第1項を「人事計画・補任課の所掌事務」に改正しまして、併せて第1項「人事計画・補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。」、同項第6号が「自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。」と改正いたしました。

自衛隊員審査会令の改正ですが、改正前は第7条に「審査会の庶務は、防衛庁人事教育局人事第一課において処理する。」と規定されておりましたが、組織改編に伴いまして「審査会の庶務は、防衛庁人事教育局人事計画・補任課において処理する。」に改めました。

次頁に改正前、改正後の人事教育局の組織図を記載しております。人事教育局改編の目的につきましては、質の高い人材の確保・育成のための方針・制度の企画立案機能を強化するため、政策課題に応じた組織にするということが大きな柱でございまして、従来、人事第1課、人事第2課に分かれている補任業務及び人事計画業務を集約いたしまして人事計画・補任課を新設しました。また、従来、人事第1課、人事第2課及び厚生課に分かれておりました人事制度関係業務を集約いたしまして人事制度課を新設し、人材教育業務及び人材確保業務（募集、授護）を集約して人材育成課を新設しました。それから、従来、運用局と人事教育局に跨る保健衛生業務を人事教育局に集約するために、衛生官を人事教育局に新設しました。これは、運用局にございました衛生官を人事教育局に移管したものです。人事教育局の改編の概要は以上でございます。この様な改編を行った結果、人事第1課の所掌事務が変わりました関係で、防衛庁組織令及び自衛隊員倫理審査会令の一部を改正させていただいたものです。説明は以上でございます。

○ 栗林会長 ありがとうございます。質問等ありましたらお願いいたします。

- 川戸委員 保健衛生業務を人事教育局に集約したということはどういうことなのか。
- 服務企画室長 一つには、防衛医科大学校という組織がございまして、そこは人事教育局の教育課というところで所掌しておりました。一方、部隊の衛生部隊等については、自衛隊の行動と一体となっていることから運用局にというように分けておりました。しかしながら、自衛隊の医療については、防衛医科大学校が医官を養成し、その医官をもって部隊を運用するということが実体でありましたので、人材育成の観点から、人事教育局の方に集約いたしました。ちなみに5年程前までは、衛生課は、人事教育局にあったのですが、組織改編により運用局に移したという経緯がございまして、今回は元に戻るような形になります。
- 栗林会長 特にご質問等がありませんでしたら、本件はこれで終了いたします。

(4) 平成18年度第1四半期の贈与等報告書について

- 栗林会長 3番目は、「平成18年度第1四半期の贈与等報告書」の審査を行います。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「平成18年度第1四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものであります。それでは、説明をお願いいたします。
- 服務企画室長 それでは、平成18年度第1四半期の贈与等報告書につきまして、お手元にごございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従いまして全般の状況を説明させていただきます。

太枠が平成18年度第1四半期で左下に件数合計200件、前年度同期平成17年度第1四半期と比較しますと、10件減少しております。

基因別の内訳で見ますと、「賞金の贈与」が3件で、前年度同期の6件から3件の減少、
「有価証券等の贈与」が0件で、前年度同期の1件から1件の減少、
「著述に対する謝礼」が101件で、前年度同期の112件から11件の減少、
「テレビ出演等に対する謝礼」が4件で、前年度同期の16件から12件の減少となっております。

逆に、「著述による印税」は7件で、前年度同期の4件から3件の増加、
「監修等に対する謝礼」は12件で、前年度同期の0件から12件の増加、
「講演等に対する謝礼」は73件で、前年度同期の71件から2件の増加となっております。

この「監修等に対する謝礼」につきましては、平成17年4月から、国の補助金や経費で作成される書籍等又は国が過半数を買い入れる書籍等について、監修料等を受領することは禁止行為となっております。今回報告された12件は、改正後初めて報告されたものでございますが、これらはいずれも国の補助金や経費で作成される書籍等又は国が過半数を買い入れる書籍等には該当いたしません。なお、改正前の報告につきまして監修等に対する謝礼については、著述に対する謝礼として計上しておりましたが、17年4月から、倫理規程第6条「特定の書籍等に対する報酬の受領の禁止」が追加されたことから、基因別件数一覧表に新たに欄を設けることといたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

次の頁に移りまして、組織別の傾向でございますが、内部部局において、監修等に対する謝礼の件数が、前年度同期から12件増加しております。

組織として多いところは、陸上自衛隊の106件、防衛研究所の24件となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

続きまして、平成18年度第1四半期の贈与等報告書総括表につきまして、ご説明させていただきます。

最初は、賞金の贈与でございます。

1番から3番は、部内の私的サークルが発行する機関誌に寄稿した論文が表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

4番から74番は、部内サークルが発行する機関誌への著述、
75番から81番は、財団法人が発行する機関誌等への著述、
82番から84番は、社団法人が発行する機関誌等への著述、
85番は、学会が発行する機関誌への著述、
86番から91番は、新聞社及び通信社が発行する新聞等への著述、
92番から104番は、出版社が発行する書籍等への著述です。

著述による印税について、ご説明いたします。

105番から111番は、出版社から出版された書籍の印税です。

監修等に対する謝礼について、ご説明いたします。

112番から123番は、新聞社の発行する書籍の校正です。

講演及び著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

124番は、協会からの依頼により講演を行い、その講演内容を同協会の機関誌へ寄稿したものです。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

125番から130番は、財団法人からの依頼による講演、
131番から144番は、防衛庁が所管する法人及び協力団体からの依頼による講演、
145番から148番は、公的機関からの依頼による講演、
149番から158番は、大学等からの依頼による講演、
159番から163番は、ボランティア団体からの依頼による講演、
164番から168番は、社団法人からの依頼による講演、
169番から183番は、企業その他の団体からの依頼による講演です。

講演及び会合等への出席に対する謝礼について、ご説明いたします。

184番から188番は、医療機関等からの依頼により会合等へ出席し、同会合等において講演を行ったものです。

会合等への出席に対する謝礼について、ご説明いたします。

189番から192番は、財団等からの依頼による会合等への出席です。

講師等に対する謝礼について、ご説明いたします。

193番から196番は、研究所等からの依頼による講師等です。

最後にテレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

197番から200番は、テレビ会社からの依頼によるテレビ出演です。

○ 栗林会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 栗林会長 ご質問がないようでしたら、贈与等報告書の審査は以上とします。

(5) 平成17年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について

○ 栗林会長 続きまして、「平成17年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」についてです。本報告書は、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、自衛隊員の職務に係わる倫理の保持に関する状況等について、内閣が、国会へ報告するものであります。これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要があります。それでは、説明をお願いいたします。

○ 服務企画室長 それでは、お手元の資料「平成17年度の自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する国会報告について(案)」に基づき、ご説明させていただきます。

最初に、趣旨でございますが、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、内閣は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に毎年報告することとされておりますことから、同規定に基づき、国会に報告するものです。なお、一般職も同様に報告することとされております。

次に、報告書の概要でございますが、各種報告書の提出件数等につきましては、贈与等報告書が829件、16年度は832件が報告されております。この贈与等報告書は、部員級以上(行政職(一)5級及び3佐以上等)の隊員が、事業者等から5千円を超える贈与等を受けた場合に、四半期ごとに提出するものであります。主な報告内容は、著述に対する謝礼や講演に対する謝礼でございます。

株取引等報告書につきましては、6件、16年が5件でございます。本報告書は、本庁審議官級以上の隊員が、株券等の取得又は譲渡の状況について、毎年3月に提出するものであります。本庁審議官級以上と申しますのは、指定職、陸・海・空将、陸・海・空将補(一)の俸給表の適用を受ける者でございます。なお、倫理規程では、利害関係者から未公開株式を譲り受けることを禁止しております。

所得等報告書につきましては、101件、16年が98件でございます。本報告書は、本庁審議官級以上の隊員が、前年の事業所得、不動産所得、給与所得及び雑所得等の状況について毎年3月に提出するものでございます。前年1年間(1/1~12/31)を通じて本庁審議官級以上の隊員であった者が提出しております。

利害関係者との飲食の届出の状況につきましては、4件、16年度が67件でございます。隊員が自己の費用を負担(1万円を超える場合)して利害関係者と共に飲食する場合につきましては、事前に倫理監督官等へ届出なければならないと規定されております。利害関係者とは、現在のポスト及び過去3年間のポストにおいて、所掌事務の対象となる相手方のうち、防衛庁との間において契約を締結している事業者等及び許認可等を受けて事業を行っている事業者等でございます。倫理監督官等とは、倫理監督官が事務次官、倫理管理官が長官官房長、各機関の長、分任倫理管理官が秘書課長、方面総監、自衛艦隊司令官等でございます。

利害関係者からの依頼による講演等の承認が208件、16年度が167件でございます。

隊員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合には、倫理監督官等に事前に申請することとされております。

懲戒処分等の状況につきましては、利害関係のある事業者から、パソコン等を無償で借り受ける等の倫理法等違反行為が1件あり、停職5日の処分を行いました。

政令等の制定又は改廃の状況につきましては、自衛隊員倫理法に基づく政令等の制定又は改廃はございませんでした。

自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保等のための施策につきましては、自衛隊員倫理週間を1月23日から27日の間に実施いたしまして、期間中、倫理に関する教育、倫理週間パンフレットの作成・配布を行ったほか、倫理ホットラインを設置しました。この倫理ホットラインの相談件数は25件でございまして、贈与等報告書の提出要領及び株取引を行ってよいか等の基本的な相談でございました。また、自衛隊員倫理教本（平成17年度改訂版）を配布しました。

最後に閣議等の予定でございしますが、事務次官等会議が平成18年9月15日、閣議が平成18年9月19日に予定しております。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは只今の報告につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

 - 栗林会長 特にご質問等がありませんでしたら、国会報告につきましては以上といたします。それでは、本日審議されました「第26回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成18年度第1四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきます。
 - 栗林会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思っております。
- 以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。